

平成24年行政事業レビューシート (環境省)

事業名	公害保健福祉事業助成費	担当部局庁	総合環境政策局環境保健部			作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年	担当課室	企画課保健業務室			加藤 祐一		
会計区分	一般会計	施策名	7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
根拠法令(具体的な条項も記載)	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第51条	関係する計画、通知等	公害保健福祉事業補助金交付要綱					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁(水底の底質が悪化することを含む。)の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	公害健康被害の補償等に関する法律第46条第2項の規定に基づき、都道府県知事等が環境大臣の承認を受けて行う次に掲げる事業に対し、独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助するものである。独立行政法人環境再生保全機構に対して、都道府県知事等に納付する納付金の1/3に相当する金額を補助する。 (1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)療養に係る用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	59	60	58	51	50	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	59	60	58	51	50	
	執行額	40	38	35				
執行率(%)	68%	63%	60%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	本事業は、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるために行うものである。そのため、成果を定量的な指標として設定することは困難である。		成果実績					
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	「公害健康被害補償法」が施行された昭和49年9月から現在に至るまで、毎年、旧第一種地域及び第二種地域より公害保健福祉事業に係る事業承認申請及び実施報告書の提出がある。しかし、本事業は被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるためのものであるため、定量的な指標を設定することは困難である。		活動実績(当初見込み)		()	()	()	—
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	公害保健福祉事業費補助金	51	50	公害健康被害者の死亡等による減少のため。				
	計	51	50					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	－	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業のうち転地療養事業等の一部の事業については、認定患者の高齢化により、事業への積極的な参加が困難となってきている。
	－	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	本事業は、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるために行うものであるから、本事業に要する費用は汚染原因者及び公費によって負担し、受益者たる被認定者には負担が生じない。中間段階での支出は発生せず、使途は本事業の目的に必要なものに限定されている。
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業は、被認定者を対象に、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるために行うものであり、他に類似の事業はない。リハビリテーションに関する訓練指導、空気清浄な自然環境における転地療養、在宅療養者に対する用具の支給、保健師等による保健指導、インフルエンザ予防接種費用の助成等を実施することにより、被認定者の健康増進、認定疾病の増悪防止を図っている。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	被認定者が高齢化している状況を踏まえ、転地療養については被認定者が参加しやすくなるように付添人をつけサポートを強化し、また、家庭療養指導を増やすなどして、事業内容の拡充を図ることにより、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持又は増進させるよう努めたい。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	引き続き効率的な事業実施に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	219	平成23年行政事業レビュー	218

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

環境省
35百万円

都道府県知事等に納付する納付金の1/3に相当する金額を補助する。

【補助金】

A 独立行政法人環境再生保全機構
35百万円

都道府県知事等が公害保健福祉事業に要する費用のうちその3/4に相当する金額を納付する。

事務費

【助成金】

B 自治体(43県市区)
35百万円

- リハビリテーションに関する事業
- 転地療養に関する事業
- 療養に係る用具の支給に関する事業
- 家庭における療養の指導に関する事業
- インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業

A.独立行政法人環境再生保全機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	都道府県知事等が公害保健福祉事業に要する費用	35			
計		35	計		0
B.公害保健福祉事業費助成費(大阪市)			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
その他	保健師給料、旅費、消耗品等	2			
使用料及び賃借料	宿舍使用料、バス使用料等	1			
連絡通信費	医療機関依頼通知、送付用封筒等	1			
本人負担額	インフルエンザ予防接種費用	1			
計		5	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人 環境再生保全機構	公害保健福祉事業に係る業務	35		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	公害保健福祉事業に係る業務	5		
2	名古屋市	公害保健福祉事業に係る業務	4		
3	尼崎市	公害保健福祉事業に係る業務	4		
4	川崎市	公害保健福祉事業に係る業務	4		
5	堺市	公害保健福祉事業に係る業務	2		
6	板橋区	公害保健福祉事業に係る業務	1		
7	北九州市	公害保健福祉事業に係る業務	1		
8	熊本県	公害保健福祉事業に係る業務	1		
9	東大阪市	公害保健福祉事業に係る業務	1		
10	倉敷市	公害保健福祉事業に係る業務	1		